

令和5年度石岡市移住支援金交付要綱

令和5年3月31日告示第267号

(目的)

第1条 この告示は、茨城県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び石岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、石岡市への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、茨城県と共同で実施するわくわく茨城生活実現事業について、予算の範囲内で移住支援金を交付することに関し、わくわく茨城生活実現事業、茨城就職チャレンジナビ事業、地域課題解決型起業支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）及び石岡市補助金等交付規則（平成17年石岡市規則第57号。以下「規則」という）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金の交付金額は、2人以上の世帯の場合にあつては100万円、単身世帯の場合にあつては60万円とする。なお、申請日が属する年度の4月1日時点で18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき30万円を加算する。18歳未満の世帯員に対する加算額は、令和5年4月1日以降に石岡市へ転入した場合、18歳未満の者一人につき100万円とする。

(交付要件)

第3条 移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、単身の場合にあつては、第1号の要件を満たす者のうち、第2号から第5号までの要件のいずれかに該当するものとし、2人以上の世帯の場合にあつては、第1号及び第6号の要件を満たす者のうち第2号から第5号までの要件のいずれかに該当するものとする。

(1) 移住等に関する要件 次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 住民票を異動した日の前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤

の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。) していたこと。

(イ) 住民票を異動した日の前日において、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤していたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を異動する日の前日3箇月前までを当該1年の起算点とすることができる。

(ウ) (ア)及び(イ)の規定に関わらず東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 移住支援金の申請時において、石岡市に転入後3月以上1年以内であること。

(イ) 石岡市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有する者であること。

(ウ) その他茨城県及び石岡市が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

ア 一般の場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 就業先が、茨城県が移住支援金の対象としていばらき就職チャレンジナビ（以下「マッチングサイト」という。）に掲載している企業であること。

(イ) 申請者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

(ウ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請日において連続して3箇月以上在職していること。

(エ) (ア)の就業先の求人に応募した日が求人広告がマッチングサイトに掲載された日以後であること。

(オ) 移住支援金の申請日から5年以上継続して、当該就業先に勤務する意思を有し

ていること。

(カ) 転勤，出向，出張，研修等による勤務地の変更ではなく，新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合 国が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は，次に掲げる事項の全てに該当すること。

(7) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し，申請時において連続して3箇月以上在職していること。

(4) 当該就業先において，移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

(ウ) 転勤，出向，出張，研修等による勤務地の変更ではなく，新規の雇用であること。

(エ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等，離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく，自己の意思により移住した場合であって，本市を生活の拠点とし，移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 転入日から申請日までの間，勤務日の過半，所属先企業等へ行かず，石岡市において業務にあたっていること。

ウ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で，当該移住者が所属先企業等から助成を受けていないこと。

(4) 関係人口に関する要件 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

ア 転入前に石岡市が行う「移住ツアー」に参加したことがある者。

イ 転入日の3月前までに「いばらきふるさと県民制度」に登録している者。

(5) 起業に関する要件 茨城県が実施要領の規定により実施した地域課題解決型起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けてから1年以内であること。

(6) 世帯に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が，移住元において，同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が，申請時において，同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員が，いずれも申請日において，石岡市に転入日3

箇月以上1年以内であること。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではないこと。

(事前相談)

第4条 申請者は、移住支援金事前相談書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 本人確認書類の写し
- (2) 戸籍の附票(世帯で申請を行う場合は、申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できるもの)
- (3) 前2号に掲げる書類に加え、申請者は次に掲げる該当条件により書類を提出しなければならない。

ア 東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤者だった者が移住支援金を受ける場合

東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)

イ 東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業主だった者が移住支援金を受ける場合

(ア) 開業届出済証明書等(移住元での在勤地を確認できる書類)

(イ) 個人事業等の納税証明書(移住元での在勤期間を確認できる書類)

(交付の申請)

第5条 申請者は、移住支援金交付申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 本人確認書類の写し
- (2) 住民票の除票(世帯で申請を行う場合は、申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できるもの)
- (3) 前2号に掲げる書類に加え、申請者は次に掲げる該当条件により書類を提出しなければならない。

ア 就業により移住支援金を受ける場合 就業証明書(移住支援金の申請用)(様式第3号)

イ 起業により移住支援金を受ける場合 県が発行する起業支援金の交付決定通知書

ウ テレワークにより移住支援金を受ける場合

就業証明書（移住支援金の申請用）（テレワーク用）（様式第4号）

エ 東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤者だった者が移住支援金を受ける場合

東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）

オ 東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業主だった者が移住支援金を受ける場合

(ア) 開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類）

(イ) 個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類）

（交付決定等）

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、移住支援金を交付することに決定したときは、移住支援金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、移住支援金の交付の決定に当たっては、必要な指示又は条件を付することができる。

（実績報告等）

第7条 市長は、規則第14条に規定する実績報告については、第5条第1項に規定する申請書の提出をもって実績報告があったものとみなすものとする。

2 市長は、規則第15条第2項に規定する補助金等確定通知書については、前条第1項に規定する通知書をもってこれに代えるものとする。

（支援金の交付）

第8条 第6条第1項に規定する通知を受けた者は、前条の規定による通知を受けたときは、移住支援金交付請求書（様式第6号）に、移住支援金交付決定通知書の写しを添えて、市長に移住支援金の交付を請求しなければならない。

（移住支援金の返還）

第9条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる要件に該当する場合は、移住支援金返納・返還命令通知書（様式第7号）により、移住支援金の全額又は半額の返納又は返還を請求するものとする。

(1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合 全額の

返納又は返還

- (2) 移住支援金の申請日から3年未満に石岡市から転出した場合 全額の返納又は返還
- (3) 第3条第2号を交付要件とした場合のみ該当, 移住支援金の申請日から1年以内に
移住支援金の要件を満たす職を辞した場合 全額の返納又は返還
- (4) 起業支援金事業に係る交付決定を取り消された場合 全額の返納又は返還
- (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に石岡市から転出した場合 半額の返納
又は返還

(返還免除)

第10条 移住支援金の交付を受けた者は, 前条の規定にかかわらず, 雇用企業の倒産, 災害, 病気等のやむを得ない事情に該当するときは, 移住支援金返還免除申請書(様式第8号)により市長に申請しなければならない。

2 市長は, 前項の申請があった場合は, 内容を審査し, 移住支援金返還免除承認(不承認)決定通知書(様式第9号)により, 前項の規定による申請をした者に通知するものとする。

(市の事業への協力)

第11条 移住支援金の交付を受けた者は, 移住支援金を受領した日の属する年度の翌年度から起算して5年間, 市が行う移住定住促進事業や, 現況調査等へ協力しなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか, 必要な事項は, 市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は, 令和5年4月1日から施行する。

(令和4年度石岡市移住支援金交付要綱の廃止)

2 令和4年度石岡市移住支援金交付要綱(令和4年石岡市告示第364号)は, 廃止する。
。

石岡市長 宛

移住支援金移住前相談書

令和5年度石岡市移住支援金交付要綱第4条の規定により、移住前に移住支援金の事前相談をいたします。

1 申請者

フリガナ		性別	生年月日
氏名			西暦 年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

区分	単身	2人以上	2人以上の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
			うち18歳未満の家族の人数	人
移住支援金の種類	就業	起業	テレワーク	関係人口
転入予定日	令和 年 月 日			

3 確認事項（別紙「石岡市移住支援金チェックリスト」参照）

注意事項

- ・この相談書は、移住支援金の支給を確約するものではありません。
- ・申請時の状況により、移住支援金を支給できない場合があります。
- ・石岡市に転入してから3月経過後（就業の場合は就業してから3月経過後、起業の場合は、起業支援金交付決定後）には、速やかに必ず移住支援金交付申請を行ってください。

別紙1（様式第1号関係）

石岡市移住支援金チェックリスト

この制度は、移住支援金交付申請した日から5年以上継続して石岡市に居住する意思があることを条件としています。災害、病気等のやむを得ない事情を除き、申請後5年以内に市外へ転出された場合は、返納又は返還の対象となる可能性があります。

1 移住元に関する要件

(1)住民票を移す直前の10年間について、下記(ア)～(ウ)のいずれかに該当する。		はい・いいえ
<input type="checkbox"/>	(ア)東京23区に住民票を置いている期間が通算5年以上である。	
<input type="checkbox"/>	(イ)東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京23区へ通勤していた期間が5年以上である。	
<input type="checkbox"/>	(ウ)上記(ア)(イ)を合算した期間が通算して5年以上である。	
(2)住民票を移す直前の1年間について、下記の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する。		はい・いいえ
<input type="checkbox"/>	(ア)東京23区に住民票を置いていた期間が連続して1年以上である。	
<input type="checkbox"/>	(イ)東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京23区へ通勤していた期間が連続して1年以上である。	
<input type="checkbox"/>	(ウ)上記(ア)(イ)を合算した期間が連続して1年以上である。	

2 移住先に関する要件

下記(1)～(5)のいずれかに該当する。		はい・いいえ
(1)就職に関する要件（一般）下記のすべてに該当する。		
<input type="checkbox"/>	(ア)茨城県が開設している就職マッチングサイトに掲載された対象求人に応募し、採用されること（予定を含む）。	
<input type="checkbox"/>	(イ)就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。	
<input type="checkbox"/>	(ウ)週20時間以上の無期雇用契約であること。	
(2)就職に関する要件（専門人材）下記のすべてに該当する。		
<input type="checkbox"/>	(ア)内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材支援事業また	

	は、先導的人材マッチング支援事業を利用して移住及び就業すること（予定を含む）。
<input type="checkbox"/>	(イ)週 20 時間以上の無期雇用契約であること。
<input type="checkbox"/>	(ウ)目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等，離職することが前提でないこと。
(3) 起業に関する要件	
<input type="checkbox"/>	茨城県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けること（予定を含む）
(4)テレワークに関する要件 下記のすべてに該当する。	
<input type="checkbox"/>	(ア)所属先企業からの命令でなく，自己の意思により移住した場合であって，移住先を生活の本拠とし，移住元での業務を引き続き行うこと。
<input type="checkbox"/>	(イ)国が別途実施する地方創生テレワーク交付金の対象事業による支援，助成を受けていないこと。
<input type="checkbox"/>	(ウ)入社する頻度が出勤日の半分より少ないこと。
<input type="checkbox"/>	(エ)勤務先から通勤手当の支給を受けていないこと（出社実績に応じて実費支給は可）。
(5)関係人口に関する要件 下記のいずれかに該当する。	
<input type="checkbox"/>	(ア)移住前に石岡市が実施する「移住ツアー」に参加したことがある。
<input type="checkbox"/>	(イ)転入 3 月前までに「いばらきふるさと県民制度」に登録していること。

3 その他の要件

下記のすべてに該当する。	はい・いいえ
<input type="checkbox"/>	(ア)暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
<input type="checkbox"/>	(イ)日本人である，又は外国人であって，永住者，日本人の配偶者等，永住者の配偶者等，定住者，特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

4 世帯の場合

下記のすべてに該当する。	はい・いいえ
<input type="checkbox"/>	(ア)申請者を含む 2 人以上の世帯員が移住元において，同一世帯に属している。
<input type="checkbox"/>	(イ)申請者を含む 2 人以上の世帯員が移住後において，同一世帯に属する予定。（申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも，移住支援金の交付申請時において移住後，在住期間が 3 月以上 1 年以内である必要あり）

年 月 日

石岡市長 宛

移住支援金交付申請書

令和5年度石岡市移住支援金交付要綱第5条の規定に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

区分	単身	2人以上	2人以上の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
			うち18歳未満の家族の人数	人

移住支援金の種類	就職	関係人口	テレワーク	起業
----------	----	------	-------	----

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙1 移住支援金の交付申請に関する誓約事項に記載された内容について	(1) 誓約する	(2) 誓約しない
別紙2 茨城県移住支援事業に係る個人情報の取扱いに記載された内容について	(1) 同意する	(2) 同意しない
申請日から5年以上継続して、石岡市に居住し、かつ、就業・起業する意思について	(1) 意思がある	(2) 意思がない
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	(1) 3親等以内の親族に該当しない	(2) 3親等以内の親族に該当する

※ 各種確認事項の(2)に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 (東京 23 区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京 23 区への在勤履歴

※直近 1 年以上かつ通算 5 年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地

6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
転入日から申請日までの間の所属先企業等へ行く頻度	総勤務日数 (日) うち、移住先での勤務日数 (日) , 所属先企業等での勤務日数 (日)

7 (関係人口による移住者のみ記載) 関係人口の内容 (該当す欄に○をつけてください)

関係人口の内容	該当する
転入前に石岡市が行う「移住ツアー」に参加したことがある	
転入日の 3 月前までに「いばらきふるさと県民制度」に登録している	

別紙 1 (様式第 2 号関係)

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 わくわく茨城生活実現事業に関する報告及び立入調査について、茨城県及び石岡市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 申請者及び申請者が属する世帯の世帯員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者でないことを誓約します。
- 3 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者等、特別永住者のいずれかの在留資格を有することを誓約します。
- 4 以下の場合には、実施要領に基づき、移住支援金の全額又は半額を返納又は返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から 3 年未満に石岡市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：
全額
 - (4) 実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に石岡市以外の市区町村に転出した場合：半額

別紙 2（様式第 2 号関係）

茨城県移住支援事業に係る個人情報の取扱い

茨城県及び石岡市は、茨城県移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、茨城県及び石岡市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

年 月 日

石岡市長 宛

所在地
事業者名
代表者名 印
電話番号
担当者

就業証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 ※マッチングサイト掲載 求人の場合	
※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	

わくわく茨城生活実現事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、茨城県及び石岡市の求めに応じて、同茨城県及び石岡市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

石岡市長 宛

所在地
事業者名
代表者名 印
電話番号
担当者

就業証明書（移住支援金の申請用）（テレワーク用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
テレワーク交付金	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業による資金提供をしていない
転入日から申請日までの間の所属先企業等へ行く頻度	総勤務日数（ 日） うち、移住先での勤務日数（ 日），所属先企業等での勤務日数（ 日）

わくわく茨城生活実現事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、茨城県及び石岡市の求めに応じて、同茨城県及び石岡市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

第 号
年 月 日

様

石岡市長

印

移住支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった移住支援金の交付については、令和5年度石岡市移住支援金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 決定の区分 交付 不交付
- 2 交付決定金額 金 円

（備考）

- 1 石岡市は、実施要領の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返納又は返還を請求します。
- ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - ・申請日から3年未満に石岡市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - ・実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - ・申請日から3年以上5年以内に石岡市以外の市区町村に転出した場合：半額
- 2 石岡市は、実施要領の規定に基づき、わくわく茨城生活実現事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返納又は返還請求を行う場合があります。

3 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について

- ・この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり，紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには，交付決定日から5年以内に取り扱金融機関への申込が必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり，紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返納又は返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

年 月 日

石岡市長 宛

住所

氏名

移住支援金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった移住支援金について、令和5年度石岡市移住支援金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 請求額の内容

補助金の名称	令和5年度石岡市移住支援金
交付決定通知	年 月 日付け通知（ 第 号）
交付決定額	円

※移住支援金交付決定通知書の写しを添付すること

3 振込先

振込する口座	普通 / 当座 第 号
フリガナ 口座の名義	

様式第7号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

石岡市長 印

移住支援金返納・返還命令通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知した移住支援金について、
令和5年度石岡市移住支援金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり返納・返
還するよう通知します。

1 返納・返還すべき金額 金 円

2 返納・返還期限 年 月 日

3 返納・返還方法 別紙返納通知書による

4 補助金の内容

補助金交付決定通知	年 月 日付け通知（ 第 号）
補助金交付決定額	円
補助金の既交付額	円
返納・返還事由	

様式第 8 号 (第10条関係)

年 月 日

石岡市長 宛

住所

氏 名

電話番号

移住支援金返還免除申請書

令和 5 年度石岡市移住支援金交付要綱第10条第 1 項の規定により、下記のとおり提出します。

記

返還免除を申請する理由

様式第9号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

石岡市長 印

移住支援金返還免除承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、返還免除申請については、下記のとおり決定したので、令和5年度石岡市移住支援金交付要綱第10条第2項の規定により、通知します。

記

1 決定の内容 承認 不承認

2 不承認の場合の理由